

(契約書 別紙1)

## サンフレンズ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

### 1、相談窓口

特別養護老人ホーム サンフレンズ

連絡先 0944-43-1223 (代表)

担当者 古賀 忍 野田 貴史 秋澤 一寛 高田 亜紀

相談時間 8:30~17:30

ご不明な点はお気軽におたずねください。

### 2、施設の概要

#### (1) サービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム サンフレンズ
所在地	福岡県大牟田市沖田町 510
介護保険指定番号	短期入所生活介護 4071500690

#### (2) 施設の職員体制

	常勤	備考
施設長	1名	兼務
生活相談員	2名	兼務
看護職員	5名	兼務
介護職員	20名	
介護支援専門員	4名	兼務
管理栄養士	1名	

調理員	10 名	兼務
機能訓練指導員	1 名	兼務

勤務体制	早出	7:00～16:00 (7:30～16:30)
(介護職員)	日勤	9:00～18:00 (8:00～17:00)
		8:30～17:30
	遅出	10:00～19:00 (11:00～20:00)
	夜勤	17:00～9:00 (5名)

### （3）施設設備の概要

定 員	短期入所 20 名 (介護老人福祉施設 80 名)
居 室	4 人部屋 10 室 (1 室 36 m <sup>2</sup> )
	2 人部屋 3 室 (1 室 21 m <sup>2</sup> )
	個室 従来型 4 室 (1 室 15 m <sup>2</sup> ) ユニット型 50 室
浴 室	一般浴槽、家庭浴槽、特殊浴槽
静養室	1 室
食 堂	2 ヶ所

\* 居室は併設している介護老人福祉施設も含めて記載しております。ショートステイの場合、基本的に多床室または、従来型個室のみになります。

### 3、施設利用対象者

- ・原則として、介護保険法における要介護認定で、「要介護1～5」と認定を受けられた方、または、「要支援1～2」と認定を受けられた方が対象となります。
  - ・平成30年4月より障害者サービス利用の方も対象となります。
  - ・サービスの利用については、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）へご相談ください。
  - ・当施設は、医療機関ではございません。病状や体調の変化により、サービスの提供ができない場合があります。状況により、利用開始時、

または、利用期間中にサービスを中止させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 4、サービス内容

①食 事 朝食 8時～

昼食 12時～

夕食 17時～

\* お粥、キザミ食等利用者にあった食事を提供します。

②入 浴 利用者の心身の状況により、入浴または清拭を1週間に2回程度の割合で提供します。

③排 泄 オムツ交換、トイレ誘導等、利用者の状況に応じて介護します。

④レクリエーション

利用者の体力にあわせて提供します。

⑤健康チェック

血圧、脈拍、体温のチェックを行います。

## 5、利用料金

### (1) 基本料金 (1日あたりの費用)

短期入所生活介護 多床室（2人部屋、4人部屋）の場合

要介護区分	介護費用	機能訓練体制加算	看護体制加算【I】	看護体制加算【II】	サービス提供体制強化加算II	生産性向上推進体制加算II（月）	食材費調理費	滞在費
要介護1	603円						朝食450円 昼食580円 夕食570円	
要介護2	672円							
要介護3	745円							
要介護4	815円							
要介護5	884円							

介護予防短期入所生活介護 多床室（2人部屋、4人部屋）の場合

要介護区分	介護費用	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月)	食材費調理費	滞在費
要支援1	451円	12円	18円	10円	朝食 450円 昼食 580円 夕食 570円	915円
要支援2	561円					

短期入所生活介護 個室（従来型）の場合

要介護区分	介護費用	機能訓練体制加算	看護体制加算【Ⅰ】	看護体制加算【Ⅱ】	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月)	食材費調理費	滞在費
要介護1	603円	12円	4円	8円	18円	10円	朝食 450円 昼食 580円 夕食 570円	1231円
要介護2	672円							
要介護3	745円							
要介護4	815円							
要介護5	884円							

介護予防短期入所生活介護 個室（従来型）の場合

要介護区分	介護費用	機能体制訓練加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月)	食材費調理費	滞在費
要支援1	451円	12円	18円	10円	朝食 450円 昼食 580円 夕食 570円	1231円
要支援2	561円					

- ・機訓練体制加算・・・常勤専従の機能訓練指導員を配置していることの加算です。
- ・看護体制加算（Ⅰ）・・・常勤の看護師を配置していることの加算です。
- ・看護体制加算（Ⅱ）・・・看護職員が1名以上配置しており、看護職員による24時間の連絡体制を確保していることでの加算です。

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60%以上配置していることでの加算です。
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しているという加算です。

#### ※必要な方のみ算定

- ・送迎加算（片道）184円 送迎地域（大牟田・みやま市・荒尾市・南関町）
- ・介護職員等待遇改善加算（Ⅰ）

上記費用を算定した額（加算・減算含む）の14%別途請求させていただきます。

### その他（必要な方のみ算定）

- ・**個別機能訓練加算 56円**

- ・**療養食加算 8円（1回当たり）**

療養食は医師からの食事に対する指示せんが必要になります。ご利用前にご相談ください。

- ・**緊急短期入所受入加算 90円（1日当たり）**

受け入れから起算して7日（家族の疾病等の事情の場合は14日を限度）算定となります。

- ・**医療連携強化加算 58円**

- ・**認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円**

認知症の症状によって自宅での生活が困難であり、医師から緊急性を認められた場合、加算をいただくことがあります。（利用開始から7日間まで）

- ・**若年性認知症受入加算 120円（1日当たり）**

若年性認知症と診断された方がショートステイを受ける場合、その方の特性やニーズに合わせて対応させていただく加算となります。

- ・オムツ等の費用は当施設が負担致します。

- ・洗濯については水洗い出来るものに限り、対応できます。

- ・食事にかかる費用や滞在費においては、市町村民税非課税世帯の方について限度額が決定され、減額を受けることができる制度があります。この制度を活用される場合は、サービス利用前に申請が必要となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。サービス利用前に「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示してください。

### （2）支払い方法

お支払い方法としては以下の通りです。

- ・**月 払 い**

ご利用された翌月中旬以降に請求書を送付します。ご利用の翌月末日までにお支払いください。

支払い方法は、現金払い、口座引き落としの2通りあります。

### (3) 利用の中止

以下の場合、ご利用の途中でサービスを中止することができます。

- ・利用者が退居を希望された場合
- ・サービス提供中に体調を崩された場合
- ・他の利用者の生命または、健康に重大な影響を与える行為があつた場合、もしくはそれが予測される場合

## 6、サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

居宅サービスの計画を作成している場合は事前に介護支援専門員にご相談ください。

居室の空き状況により、ご希望の日程にサービスが提供できないことがありますのでお早めにお申し込みください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①利用者のご都合で契約の終了する場合

利用者のご都合で解約を希望される場合は、いつでも解約することができます。

#### ②自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約を終了することができます。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者が死去された場合
- ・介護保険の要介護認定区分が「自立」と判定された場合

### ③その他

以下の場合は文書にて契約の終了を通知することにより、サービスの提供を終了させていただきます。

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように警告したにも関わらず、14日以内に支払いがない場合
- ・利用者や家族等が当施設または、職員等に対して本契約を継続しがたいほどの行為（身体的な暴力行為・精神的な暴力行為・ハラスメント行為・過大な要求・個の侵害）があった場合、もしくは生ずる恐れがある場合であって防止することが著しく困難な場合。
- ・やむをえない事情により、当施設を閉鎖、縮小する場合はあらかじめ文書で通知を行います。これにより、契約の終了とサービスの予約は無効とします。

## 7、施設ご利用についての留意事項

### ① ご利用の際、ご用意いただく物

(持ち物については、名前のご記入をお願いします)

着替え	歯ブラシ	コップ	ティッシュ
タオル	バスタオル	その他嗜好品	

\*持ち物については、持参された物を施設で確認しています。

また、以下の持ち物（貴重品）をお預かりの際は施設にて保管します。

その場合は、預り証を発行いたします。

・介護保険被保険者証	・負担限度額認定証
・後期高齢者医療被保険者証	・預り金（2000円程度）
・内服薬（日数分）	・その他の貴重品等

\*一部の65歳未満の方については、「後期高齢者医療保険証」を「健康保険被保険者証」と読み替えてください。

### ② 面会時間

予約制にて14時～15時30分（他の時間は要相談）

③ 食物の持ち込み、飲酒、喫煙

衛生上、防災上及び健康管理上、必ず職員にご連絡ください。火気類のご持参の際は施設で管理をさせて頂きます。

④ 所持品の持ち込み

貴重品（金銭等）は、トラブルの原因になりますので控えて下さい。

⑤ 宗教活動

施設での勧誘、強制は控えてください。

## 8、事故発生時の対応

- ① 当施設において、事業者のサービス提供により、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかにその家族等に連絡を行い、状況や行った処置を記録する等の必要な対応を行います。
- ② 事業者のサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ③ 当施設では、事故防止について委員会を定期的に開催し、事故の再発防止に努めています。

## 9、緊急時の対応方法

利用者の体調に変化があった場合、あらかじめ書面でいただいたご家族へご連絡いたします。受診等は基本的にご家族対応をお願いします。また、必要に応じて、かかりつけ医に連絡する等必要な対応を行います。なお、緊急時以外の受診等の対応は行いません。

・協力医療機関

大牟田天領病院

山下歯科医院

## 10、非常災害対策

- ・防災時の対応 防災マニュアルに従って行います。
- ・防災設備 消防署の指導のもと設置しています。
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 浦 由衣子 細江 直樹

## 11、業務継続計画の策定

- ・感染症や非常災害の発生において、入所者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

## 12、サービス内容に関する相談、苦情

- ・事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

### ① 施設相談窓口

担当者	短期入所生活介護 古賀 忍 対応時間 午前8時30分～17時30分
住所	大牟田市沖田町510番地
電話番号	0944-43-1223
FAX	0944-43-1273

### ③ 施設以外の相談窓口

大牟田市役所 福祉課	住所 大牟田市有明町2丁目3番地 電話番号 0944-41-2683 FAX 0944-41-2662
みやま市役所 介護支援課	住所 みやま市瀬高町小川5番地 電話番号 0944-64-1555 FAX 0944-64-1601
荒尾市役所 保険介護課	住所 荒尾市宮内出目390番地 電話番号 0968-63-1418 FAX 0968-69-0955

南関町役場 福祉課	住所 玉名郡南関町関町1316 電話番号 0968-57-8591 FAX 0968-53-2351
福岡県国民健康 保険団体連合会	住所 福岡市博多区吉塚本町13番地47号 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856
福岡県運営適正 化委員会	住所 春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-915-3511 FAX 092-584-3790
熊本県国民健康 保険団体連合会	住所 熊本市東区健軍2丁目4番10号 電話番号 096-214-1101 FAX 096-214-1105

## 12、当法人の概要

名称、法人種別 社会福祉法人 東翔会  
 代表者役職、氏名 理事長 堀 奈美  
 所在地 福岡県大牟田市沖田町510番地  
 電話番号 0944-43-1223

定款の目的に定めた事業

- ・介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護
- ・訪問介護
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護予防相談センター
- ・ケアハウス
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能ホーム

・生活応援工房 デイホーム

(付則)

- ・この文章は一部文言等を変更し、令和7年6月1日より施行するものとする。